

第五期山北町地球温暖化対策実行計画  
(事務事業編)

『やまきたアクションプラン<sup>プラスワン</sup> + 1』

令和8年度～令和12年度

策定 令和8年3月27日

 山北町

## 目次

1. はじめに	p. 1
山北町ゼロカーボンシティ宣言	p. 2
2. 背景	p. 3
(1) 気候変動の影響	p. 3
(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向	p. 3
(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向	p. 4
3. 基本的事項	p. 7
(1) 目的	p. 7
(2) 対象とする範囲	p. 7
(3) 対象とする温室効果ガス	p. 7
(4) 計画期間	p. 7
(5) 上位計画及び関連計画との位置付け	p. 8
4. 温室効果ガスの排出状況	p. 9
(1) 「温室効果ガス総排出量」	p. 9
(2) 温室効果ガスの排出量の増減要因	p. 10
(3) 温室効果ガスの排出削減に向けた課題	p. 11
5. 温室効果ガスの排出削減目標	p. 12
(1) 目標設定の考え方	p. 12
(2) 温室効果ガスの削減目標	p. 12
6. 目標達成に向けた取組	p. 13
(1) 取組の基本方針	p. 13
(2) 具体的な取組内容	p. 13
7. 進捗管理体制と進捗状況の公表	p. 19
(1) 推進体制	p. 19
(2) 点検・評価・見直し体制	p. 21
(3) 進捗状況の公表	p. 22
8. 年次公表	p. 23

## 1. はじめに

このたび、2030年度までの山北町の事務事業にかかる温暖化対策について定めた「山北町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）やまきたアクションプラン+1」を策定いたしました。「第四期ストップ・温暖化やまきたアクションプラン」までの温室効果ガス削減目標である5%に国の目標46%を合算した51%削減を新たな目標とし、国の挑戦目標である50%よりも1%多い「+1（プラスワン）」目標に向けて取り組んでまいります。

世界に目を向けると、大規模な山火事の発生や干ばつの発生など、地球温暖化による気候変動の影響が大きくなっています。また、山北町においても、極端な大雨とそれに伴う洪水被害、最高気温の大幅上昇による熱中症患者の増加など、地球温暖化による影響を実感することが増えてきました。

国では「2050年ネット・ゼロ」の実現や、我が国の温室効果ガス削減目標として「2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指すこと。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。また、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指す」という新たな削減目標が位置付けられました。また、神奈川県においても、「かながわ脱炭素ビジョン2050」が策定され、カーボンニュートラルの実現に向けた取組が進められています。

山北町においては、2024年に山北町第6次総合計画、2025年には山北町第3次環境基本計画を策定し、温暖化対策を進めてきました。2026年3月には、2050年CO<sub>2</sub>（二酸化炭素）実質排出ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、鋭意取組を進めているところです。

ゼロカーボン社会の実現を見据えて、職員一丸となり本計画を着実に進めてまいります。

令和8年 3月

## 山北町ゼロカーボンシティ宣言

近年、地球規模で異常気象が発生し、日本各地においても気温の上昇、大雨の増加等の自然災害が頻発し、気候変動の影響が顕在化しています。その影響は山北町にも現れており、さらに今後、これらの影響は長期にわたり拡大する恐れがあると考えられています。

また、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第6次評価報告書では、人間活動が主に温室効果ガスの排出を通して地球温暖化を引き起こしてきたことには疑う余地がないことや、大気、海洋、氷雪圏及び生物圏に広範かつ急速な変化が起こっており、人為的な気候変動は既に世界中の全ての地域において多くの気象と気候の極端現象に影響を及ぼしていることが指摘されています。

そのため、地球温暖化の要因である温室効果ガスの排出を削減する対策に加え、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策に取り組んでいく必要があります。

こうした背景から、本町では『2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロ』を目指し、脱炭素社会への移行に向けた姿勢を示すための計画を策定するとともに、町民・事業者と連携して地球温暖化対策の取組を進めていくことを、ここに宣言します。

令和8年3月11日

山北町長 瑞川 敏司

## 2. 背景

### (1) 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021年8月には、IPCC第6次評価報告書第1作業部会報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

### (2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015年11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書I国（いわゆる先進国）と非附属書I国（いわゆる途上国）という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献（nationally determined contribution）を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

2018年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO<sub>2</sub>排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広まりました。

### (3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020年10月、我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌2021年4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

また、令和3年6月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号）では、2050年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置付け、区域施策編に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促すことを狙い、さらに、市町村においても区域施策編を策定するよう努めるものとされています。

さらに、令和3（2021）年6月、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策（屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等）を全国津々浦々で実施する、といったこと等が位置付けられています。

2025年2月には、新たな地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、2050年ネット・ゼロの実現や、我が国の温室効果ガス削減目標として「2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指すこと。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。また、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指す」という新たな削減目標が位置付けられました。同計画においては、二酸化炭素以外の温室効果ガスの削減を含め、各目標の実現に向けた対策・施策を記載し、地球温暖化対策の推進に向けた地方公共団体の役割や、特に都道府県に期待される事項についても明記されています。

表1 地球温暖化対策計画における2030年度及び2040年度の温室効果ガス別その他の区分ごとの目標及びエネルギー起源二酸化炭素の部門別の排出量の目安

(単位：百万t-CO<sub>2</sub>)

	2013年度実績	2030年度 <sup>2</sup> (2013年度比)	2040年度 <sup>3</sup> (2013年度比)
温室効果ガス排出量・吸収量	1,407	760 (▲46%)	380 (▲73%)
エネルギー起源二酸化炭素	1,235	677 (▲45%)	約360~370 (▲70~71%)
産業部門	463	289 (▲38%)	約180~200 (▲57~61%)
業務その他部門	235	115 (▲51%)	約40~50 (▲79~83%)
家庭部門	209	71 (▲66%)	約40~60 (▲71~81%)
運輸部門	224	146 (▲35%)	約40~80 (▲64~82%)
エネルギー転換部門 <sup>4</sup>	106	56 (▲47%)	約10~20 (▲81~91%)
非エネルギー起源二酸化炭素	82.2	70.0 (▲15%)	約59 (▲29%)
メタン (CH <sub>4</sub> )	32.7	29.1 (▲11%)	約25 (▲25%)
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	19.9	16.5 (▲17%)	約14 (▲31%)
代替フロン等4ガス <sup>6</sup>	37.2	20.9 (▲44%)	約11 (▲72%)
ハイドロフルオロカーボン (HFCs)	30.3	13.7 (▲54%)	約6.9 (▲77%)
パーフルオロカーボン (PFCs)	3.0	3.8 (+26%)	約1.9 (▲37%)
六ふっ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )	2.3	3.0 (+27%)	約1.5 (▲35%)
三ふっ化窒素 (NF <sub>3</sub> )	1.5	0.4 (▲70%)	約0.2 (▲85%)
温室効果ガス吸収源	-	▲47.7	▲約84 <sup>7</sup>
二国間クレジット制度 (JCM)	-	官民連携で2030年度までの累積で、1億t-CO <sub>2</sub> 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。	官民連携で2040年度までの累積で、2億t-CO <sub>2</sub> 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。

- 2013年度実績については、2024年4月に気候変動に関する国際連合枠組条約事務局に提出した温室効果ガス排出・吸収目録（インベントリ）（2022年度）に従い、地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）における数値から一部更新を行っている。これに伴い、2030年度の目標・目安における数値についても、一部所要の更新を行っている。
- 2030年度のエネルギー起源二酸化炭素の各部門は目安の値。
- 2040年度のエネルギー起源二酸化炭素及び各部門については、2040年度エネルギー需給見通しを作成する際に実施した複数のシナリオ分析に基づく2040年度の最終エネルギー消費量等を基に算出したもの。
- さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。
- 電気熱配分統計誤差を除く。そのため、各部門の実績の合計とエネルギー起源二酸化炭素の排出量は一致しない。
- HFCs、PFCs、SF<sub>6</sub>、NF<sub>3</sub>の4種類の温室効果ガスについては暦年値。
- 2040年度における吸収量は、地球温暖化対策計画（令和7年2月18日閣議決定）第3章第2節3.（1）に記載する新たな森林吸収量の算定方法を適用した場合に見込まれる数値。

出典：環境省（2025）「地球温暖化対策計画」関連資料1

<<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/250218.html>>

2025年2月には、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）の改定も行われました。温室効果ガス排出削減目標をこれまでの2030年度までに50%削減（2013年度比）に加え、2035年度までに65%削減、2040年度までに79%削減することも目標として新たに掲げられ、その目標達成に向け、引き続き太陽光発電の導入、新築建築物のZEB化、電動車の導入、LED照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。

なお、地球温暖化対策計画では、都道府県及び市町村が策定及び見直し等を行う地方公共団体実行計画（事務事業編）の策定率を2025年度までに95%、2030年度までに100%とすることを目指すとしています。

また、「2050年までの二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指す地方公共団体、いわゆるゼロカーボンシティは、2019年9月時点ではわずか4地方公共団体でしたが、2025年12月26日時点においては1,196地方公共団体と加速度的に増加しています。山北町においても、2026年3月に宣言し、さらなる取組に努めてまいります。

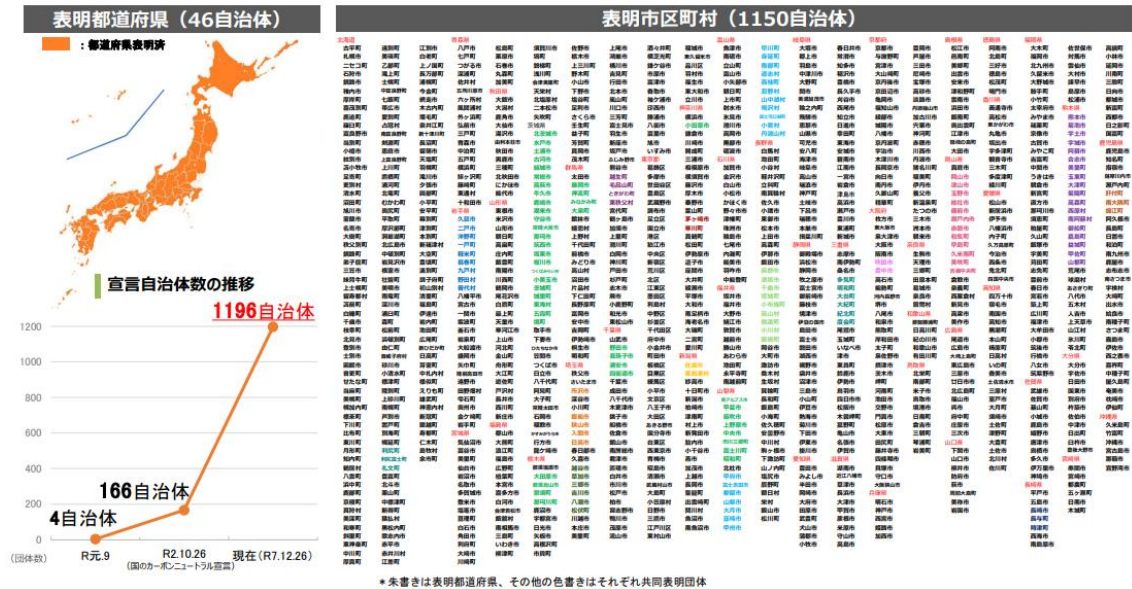


図1 2050年二酸化炭素排出実質ゼロを表明した地方公共団体 (2025年12月26日時点)

出典：環境省 (2024) 「地方公共団体における 2050 年二酸化炭素排出実質ゼロ表明の状況」  
 <<https://www.env.go.jp/policy/zerocarbon.html>>

※神奈川県内の表明市町村

(横浜市、小田原市、鎌倉市、川崎市、開成町、三浦市、相模原市、横須賀市、藤沢市、厚木市、秦野市、葉山町、茅ヶ崎市、寒川町、真鶴町、松田町、伊勢原市、逗子市、座間市、大井町、綾瀬市、平塚市、大和市、南足柄市、海老名市、大磯町、二宮町、愛川町)

### 3. 基本的事項

#### (1) 目的

山北町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）やまきたアクションプラン+1（以下「アクションプラン」といいます。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、山北町が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

#### (2) 対象とする範囲

アクションプランの対象範囲は、山北町の全ての事務・事業とします。

#### (3) 対象とする温室効果ガス

山北町には下水処理施設や麻酔剤（笑気ガス）を使用する大規模病院が存在しないため、CH<sub>4</sub>やN<sub>2</sub>O等の排出による影響は小さいと考えられます。そのため、アクションプランが対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）のみとします。

#### (4) 計画期間

アクションプランが対象とする計画期間については、2030年までの目標達成に向けて取組を進めていくことを踏まえ、策定年度である2025年度の翌年2026年度から2030年度末までを計画期間とします。



図2 計画期間のイメージ

### (5) 上位計画及び関連計画との位置付け

アクションプランは、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編）として策定します。また、地球温暖化対策推進法・地球温暖化対策計画及び第 6 次山北町総合計画・第 4 次山北町土地利用計画に即して策定します。

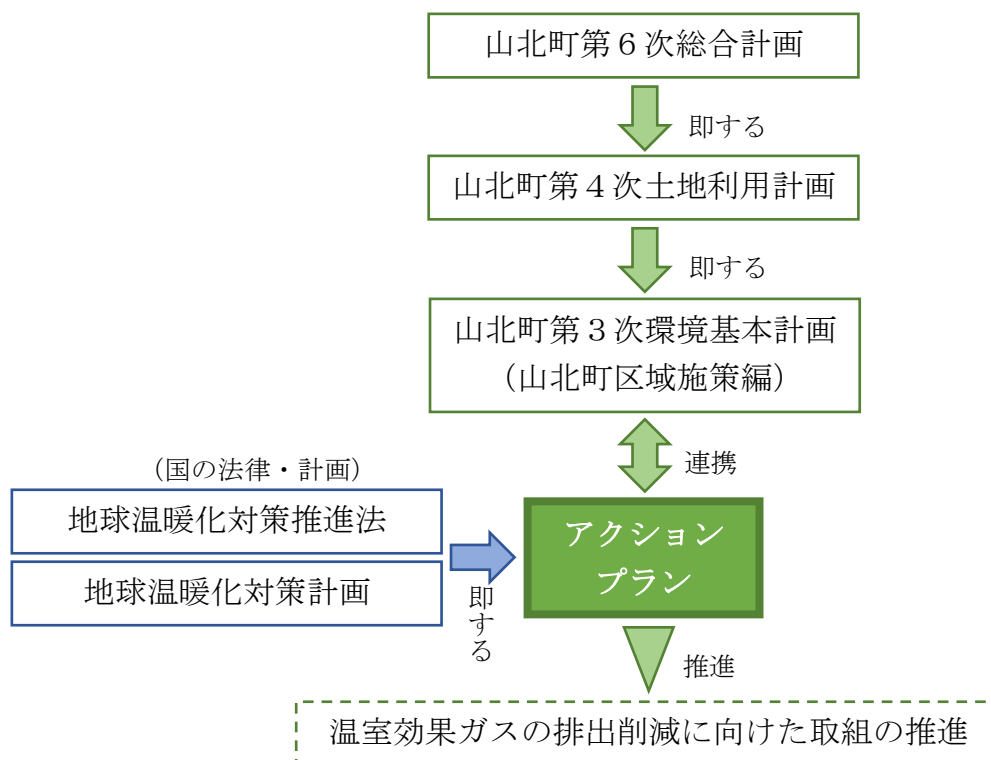


図 3 アクションプランの位置付け

※山北町環境基本計画とは

国が定める環境基本法・環境基本計画の趣旨を踏まえ、山北町環境基本条例第 3 条の基本理念の実現に向けて、同条例第 8 条に基づき策定するものです。

町の最上位計画である山北町総合計画と整合を図りつつ、町における環境分野の最上位計画として、環境分野に関連する町の施策や官民連携の方向性を示しています。

また、計画の一部を、以下の環境分野の個別計画としても位置づけています。

- ・地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」
- ・気候変動適応法第 12 条に基づく「地域気候変動適応計画」
- ・生物多様性基本法第 13 条に基づく「生物多様性地域戦略」

#### 4. 温室効果ガスの排出状況

##### (1) 「温室効果ガス総排出量」

山北町の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である2013年度において、977 t-CO<sub>2</sub>となっています。過去からの推移を見ると、近年は横ばい傾向にあります。

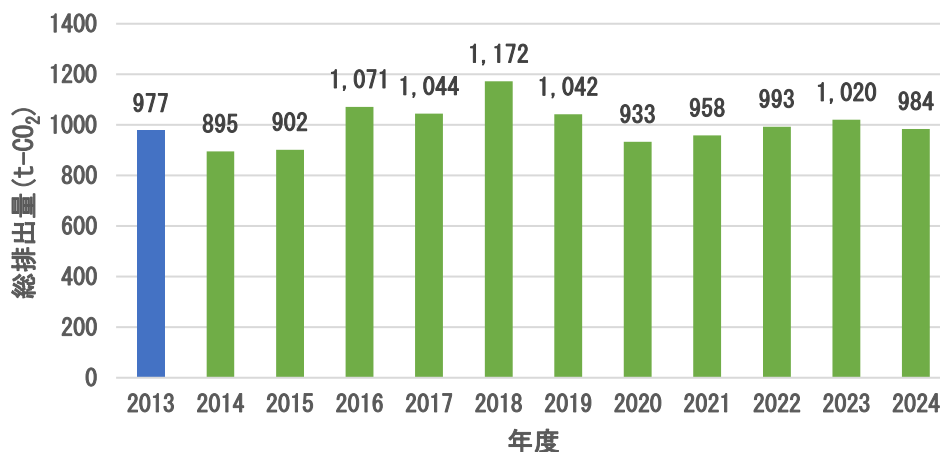


図4 山北町の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」の推移

施設別では、2013年度においては健康福祉センターが全体の54%を占め、次いで町役場庁舎20%、小中学校15%、生涯学習センター7%、幼稚園・保育園3%となっています。2024年度においてもほぼ変化は見られていません。

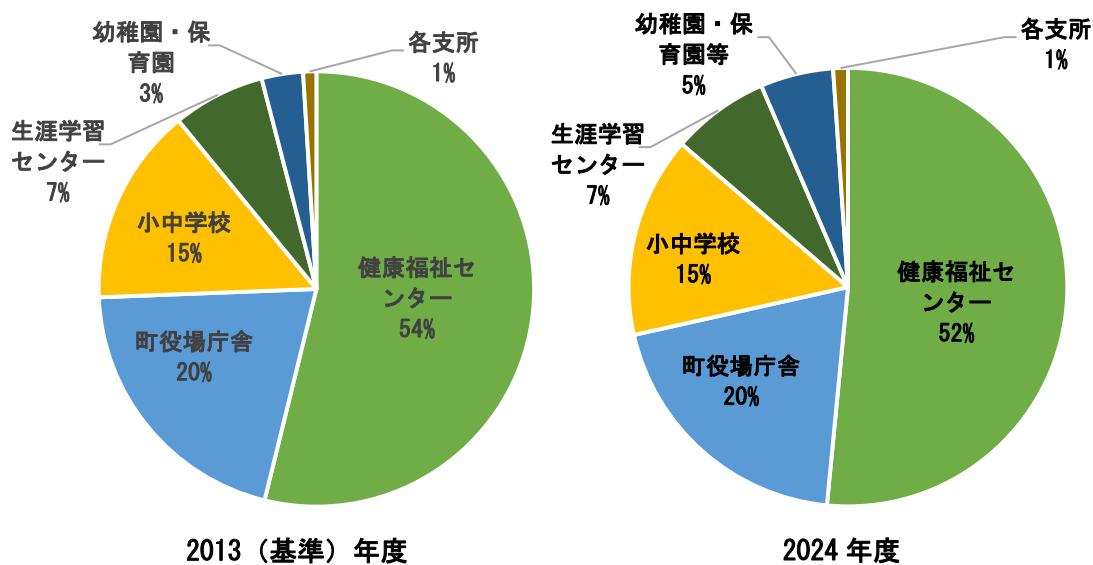


図5 施設別の「温室効果ガス総排出量」の割合

また、エネルギー種別では、2013年度においては電気が全体の58%を占め、次いでA重油35%、ガソリン5%、LPガス1%、灯油1%となっています。2024年度においては、2013年度と比較して電気の割合が増加し、A重油の割合が減少しています。

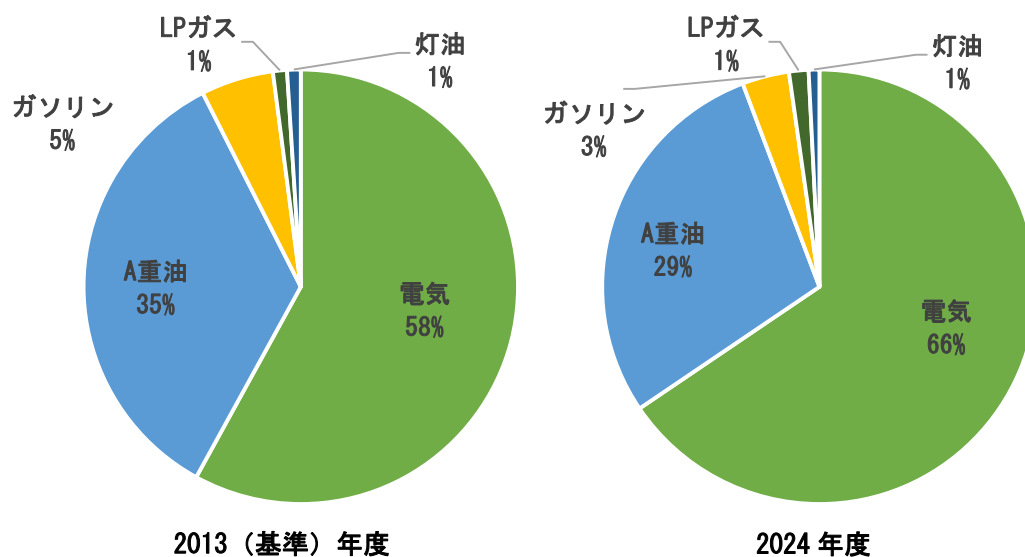


図6 エネルギー種別の「温室効果ガス総排出量」の割合

## (2) 温室効果ガスの排出量の増減要因

山北町の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出量の増減要因を、施設別で分析しました。

### ①公共施設

#### 増加要因

- ・ 町営施設の利用者数増加によるエネルギー消費量の増加
- ・ 記録的猛暑に伴うエネルギー消費量の増加

#### 減少要因

- ・ 施設における空調設備の更新

### ②公用車

#### 増加要因

- ・ 記録的猛暑に伴う庁用車使用や車内エアコンの使用の増加（全庁用車中のガソリン車割合：77.5% ※2025年時点）

#### 減少要因

- ・ 電気自動車（EV）やハイブリッド車（HV）の導入

### ③その他

#### 減少要因

- ・町の総面積の約90%を占める豊富な森林資源によるCO<sub>2</sub>の吸収
- ・グリーン電力（小水力発電等）の活用

### (3) 温室効果ガスの排出削減に向けた課題

山北町の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減に向けた課題を、施設別に示します。

#### ①公共施設

多様な方が利用する施設でCO<sub>2</sub>排出量が増加しています。これらの公共施設は、利用者数の増減にかかわらず、電気や燃料の利用に伴うCO<sub>2</sub>排出量を減少させるための取り組みが必要です。

#### ②公用車

公用車の更新に当たっては、電動車（EV・FCV・PHEV・HV）へ代替することでCO<sub>2</sub>排出量を減少させることができます。また、利用者へのエコドライブの徹底や公用車の利用頻度を下げるような仕事の進め方にシフトすることも必要です。

なお、電動車とは、電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、ハイブリッド自動車（HV）のことです。

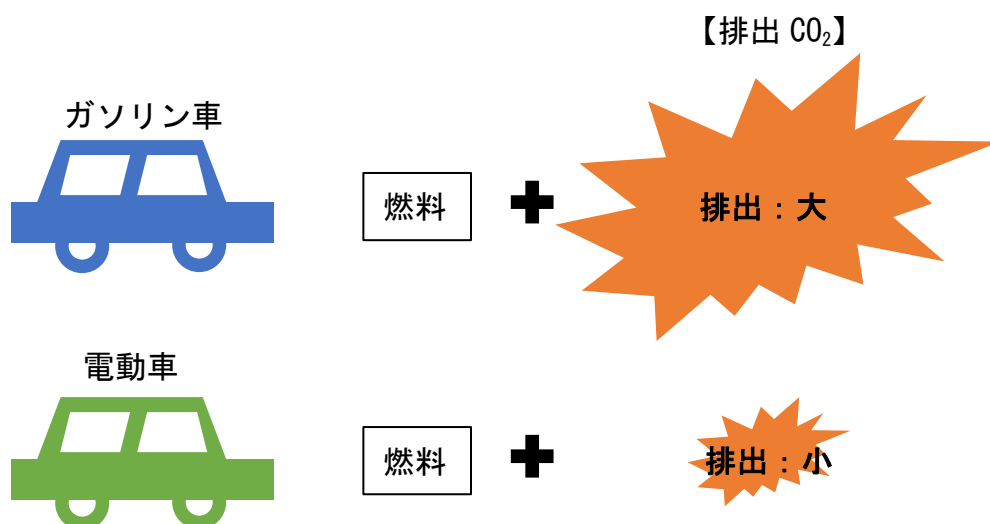


図7 ガソリン車と電動車のCO<sub>2</sub>排出イメージ

## 5. 温室効果ガスの排出削減目標

### (1) 目標設定の考え方

2030年までの目標達成に向けて取組を進めていくことを踏まえ、山北町の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

### (2) 温室効果ガスの削減目標

目標年度（2030年度）に、基準年度（2013年度）比で51%削減することを目標とします。

※国の挑戦目標である50%よりも1%多い「+1（プラスワン）」目標です。

表2 温室効果ガスの削減目標

項目	基準年度（2013年度）	目標年度（2030年度）
温室効果ガスの排出量	977 t-CO <sub>2</sub>	479 t-CO <sub>2</sub>
削減率	-	51%

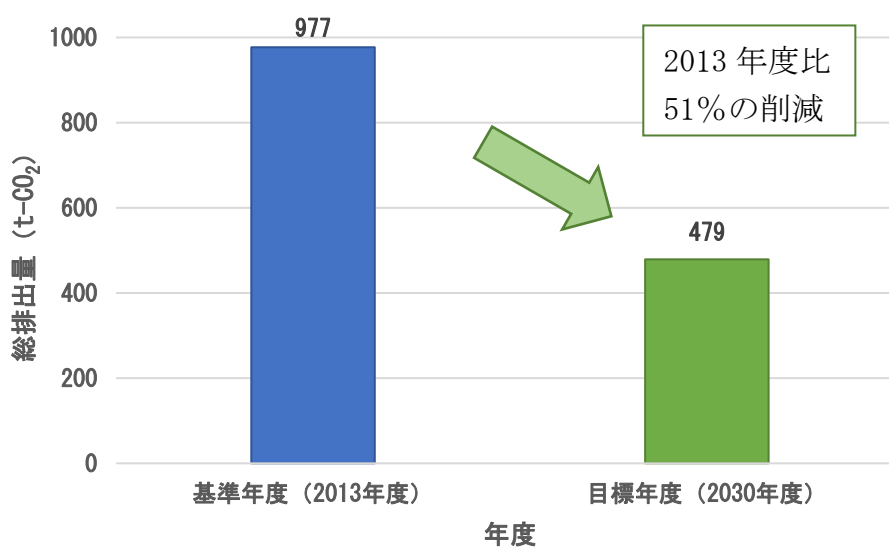


図8 温室効果ガスの削減目標

## 6. 目標達成に向けた取組

### (1) 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量と灯油・重油・ガソリンなどの燃料使用量の削減に重点的に取り組みます。

### (2) 具体的な取組内容

政府実行計画では、表3 (p. 17) に示された取組が示されています。山北町においては、「太陽光発電の最大限の導入」、「電動車の導入」、「LED照明の導入」を重点的な取組として位置付けます。

#### ①施設設備等の運用改善

現在保有している施設設備等の運用方法を見直し、省エネルギー化を推進します。

- ・ボイラーや燃焼機器は高効率で運転できるよう運転方法を調整します。
- ・定期的に空調機器のフィルター類の清掃を行い、送風効率を向上させます。
- ・空調機器の温度設定を時間単位で一括管理します。

#### ②施設設備等の更新

新たに施設設備を導入する際や現在保有している施設設備等を更新する際には、エネルギー効率の高い施設設備等を導入することで省エネルギー化を推進します。

- ・高効率ヒートポンプなど省エネルギー型の空調設備への更新を進めます。
- ・街路灯・防犯灯のLED化を進め、LED化率100%を目指します。
- ・雨水を有効に利用する設備の導入を進めます。
- ・健康福祉センターに高機能型ボイラー等を導入します。

### ③グリーン購入・環境配慮契約等の推進

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」や「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）」に基づく取組を推進し、省資源・省エネルギー化に努めます。

- ・グリーン購入ガイドラインに基づいた物品等の調達を進めます。
- ・「山北町電力の調達に係る環境配慮方針（仮称）」の策定に向けて検討を進め、温室効果ガスの排出量が少ない電力の調達を進め、2030年度までに調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とします。
- ・用紙の節減や、節水、ごみの減量（2030年までに2013年比で50%削減）に取り組めます。

### ④再生可能エネルギーの導入（設備導入・GX等）

太陽光発電等の再生可能エネルギーを積極的に導入し、温室効果ガスの排出量を削減します。

- ・2030年度までに設置可能な建築物（敷地含む）の約50%以上に太陽光発電を導入します。
- ・山北町の環境を生かした小水力発電を導入します。
- ・グリーン電力の購入について検討します。

### ⑤電動車（EV・FCV・PHEV・HV）の導入

公用車を更新する際には、原則的に電動車（EV・FCV・PHEV・HV）を導入し、2030年度までに代替可能な電動車がない場合等を除き、全て電動車とします。また、充電設備の導入も併せて推進します。

なお、電動車とは、電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、ハイブリッド自動車（HV）のことです。

### ⑥LED照明の導入

既存設備を含めて施設全体のLED照明の導入割合を2030年度までに100%とします。

## ⑦職員の日常的な取組

職員への意識啓発を進め、省エネルギー・節電等の取組を定着させます。職員一人ひとりが日頃の業務において、少し意識すれば取り組める内容（職員“ハチドリの一滴”運動）です。

※ハチドリの一滴運動とは

南米のアンデス地方に伝わる物語を教訓として、「小さなことでも、今自分にできることを行う」運動のことです。

“森が燃えていました。森の生きものたちはわれ先にと逃げて行きました。でもクリキンディという名のハチドリはいつたりきたり、口ばしで水のしずくを一滴ずつ運んでは火のうえに落としていきます。動物たちがそれを見て「そんなことをしていったい何になるんだ」と言って笑います。クリキンディは「私は、私にできることをしているだけ」と答えました。”

辻信一監修『ハチドリのひとしずく』光文社(2005)より一部引用

### (ア) 電気

- ・パソコン未使用時（離席時等）は画面を閉じてスリープ状態にし、退庁時や外出時は電源を切るなどして電力消費量の削減を行います。
- ・不要な照明については、こまめに消灯します。（トイレ、ロッカーや各会議室等）
- ・健康を第一に、エアコンの温度を柔軟に設定しつつ、適切なエアコンの使用を心がけます。（日当たりなどの立地や空調施設の種類等の建物の状況、室内にいる方の体調等を考慮しながら、無理のない範囲で冷やし過ぎない室温管理を行います。）

※労働安全衛生法の「事務所衛生基準規則」第5条第3項（空気調和設備等の調整）では、『事業者は、空気調和設備を設けている場合は、室の気温が18度以上28度以下及び相対湿度が40%以上70%以下になるように努めなければならない』としています。

- ・職員のエレベーター使用を自粛します（来客案内時や荷物運搬時は除く）。

### (イ) ガソリン

- ・移動距離が1 km未満のときは、自転車もしくは徒歩で移動します。（夏季は外気温を考慮し、実施します。）
- ・出張等の移動の際には、公共交通機関を積極的に利用します。
- ・公用車を利用する際には、できる限り相乗りするとともに、運転に際してはエコドライブ、アイドリングストップを実践します。

(ウ) A 重油、LP ガス、灯油

- ・ 毎月の使用量について、監視測定、評価を行います。

(エ) 再生紙

- ・ ミスプリント等の不要紙について、裏面利用の可能な紙と、そうでない裏面利用不可の紙とに分けて保管します。また、裏面利用可能な紙については、メモ等で積極的に活用します。
- ・ 内部会議や打合せ資料の電子化により、ペーパーレス化を推進します。
- ・ 両面コピー、両面印刷の徹底を図ります。

(オ) ごみ排出量（ごみ袋数）

- ・ ごみ袋は空気を抜いて、しっかり縛って封をします。
- ・ 各所属で毎月何袋出したかを把握します。（複数の所属で袋を共有している場合は、排出袋数を所属数で案分する）
- ・ ごみの絶対量を削減し、資源化を促進するため、本庁舎の各所属執務室に設置してあるごみ箱を燃えるごみとプラスチックごみの2種類に統合します（汚れているプラスチックごみは燃えるごみとする）。ビン、カン、ペットボトルについては各階のリフレッシュルームのごみ箱に分別して廃棄します。また、定期的にごみ箱やごみ袋の中身を確認し、分別ができていないごみがあれば適切な場所に入れ替えます。
- ・ マイボトル、マイ箸の利用を促進します。
- ・ イベントごみについて、分別を徹底します。また、イベント時のプラスチックごみの排出を極力抑え、排出されたプラスチックごみについては資源化に努めます。

(カ) 環境教育の推進

- ・ 取組内容についての声掛け等、各所属内で職員に対する環境意識啓発を行います。
- ・ 町民への環境意識啓発のため、SNS や広報紙等を活用した省エネ行動の紹介を行います。また、環境講座や町内統一クリーンキャンペーン、学生向けの施設（浄水場、西部清掃組合等）見学会等のイベントを実施します。

⑧業務の効率化（業務時間、DX等）

行政業務の効率化を図ることで、温室効果ガスの排出削減につながる効率的な勤務体制を構築します。

- ・計画的な定時退庁の実施により超過勤務を縮減します。（毎週水曜日及び給与日、賞与日のノー残業デー等）
- ・情報システムの整備や業務自動化等の可能性を検討することにより事務の見直しを行い、夜間残業の削減や、有給休暇の計画的消化を推進します。
- ・テレワークの推進やWeb会議システムの積極的な活用を進めます。

表3 【参考】政府実行計画に新たに盛り込まれた主な措置の内容とその目標

措置	目標
太陽光発電の最大限の導入	2030年度までに設置可能な政府保有の建築物（敷地含む）の約50%以上に太陽光発電設備を設置、2040年度までに100%設置を目指す。ペロブスカイト太陽電池を率先導入する。また、社会実装の状況（生産体制・施工方法の確立等）を踏まえて導入目標を検討する。
建築物における省エネルギー対策の徹底	今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented相当以上とし、2030年度までに <b>新築建築物の平均でZEB ready相当</b> となることを目指す。また、2030年度以降には更に高い省エネ性能を目指す。また、既存建築物について省エネ対策を徹底する。 建築物の資材製造から解体（廃棄段階も含む）に至るまでのライフサイクル全体を通じた温室効果ガスの排出削減に努める。
電動車の導入	公用車については、代替可能な電動車がない場合等を除き、 <b>新規導入・更新については2022年度以降全て電動車</b> とし、ストック（使用する公用車全体）でも2030年度までに全て電動車とする。

措置	目標
LED 照明の導入	既存設備を含めた全体の LED 照明の導入割合を 2030 年度までに 100% とする。
再生可能エネルギー電力調達の推進	2030 年度までに調達する電力の 60% 以上を再生可能エネルギー電力とする。
GX 製品	市場で選ばれる環境整備のため、率先調達に取り組む。 (GX 製品：製品単位の削減実績量や削減貢献量がより大きいもの、CFP (カーボンフットプリント) がより小さいもの)

## 7. 進捗管理体制と進捗状況の公表

### (1) 推進体制

アクションプランを推進するために、町長を環境管理統括者とし、アクションプランの総責任者とします。また、副町長を環境管理責任者、教育長を環境管理副責任者とする「環境管理会議」を設けます。

アクションプランを円滑に推進するため、各所属に「環境管理委員」を1名配置します。また、各所属及び各施設に「環境推進委員」を1名配置し、取組を着実に推進します。

#### ①環境管理会議

副町長を環境管理責任者とし、各所属の環境管理委員（各所属長等）で構成します。アクションプランの推進状況の報告を受け、取組方針の指示を行います。また、アクションプランの改定・見直しに関する協議・決定を行います。

#### ②環境管理事務局

環境課長を事務局長とし、環境課職員で構成します。事務局は、環境管理会議の運営全般を行います。また、各所属及び各施設の実行状況を把握するとともに、環境管理会議に報告します。

#### ③環境管理委員

各所属に1名配置します。基本的に、各所属の長を管理委員とします。各所属において円滑に取組を推進するため、当該所属における環境保全活動における責任者とします。

#### ④環境推進委員会

各所属及び各施設に環境推進委員を1名配置します。各所属及び各施設において取組を推進し、その状況を事務局に定期的に報告します。

#### ⑤環境監査委員会

環境管理統括者が選任する監査委員長と委員をもって構成します。年1回、アクションプランの適用範囲において行う監査（環境監査）を実施し、アクションプランが適切に実施・維持され、かつ機能しているかを評価します。

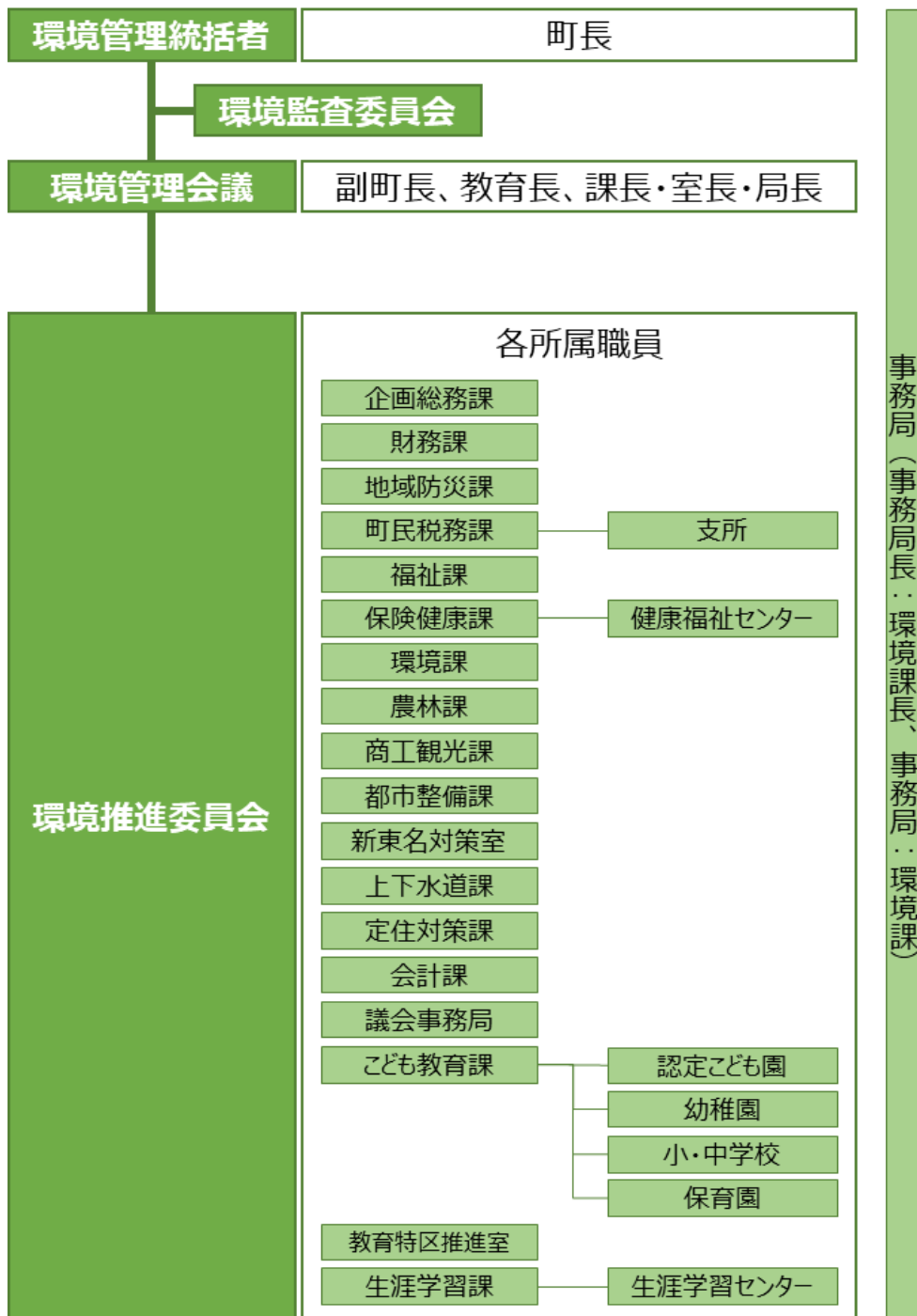


図9 アクションプランの推進体制

## (2) 点検・評価・見直し体制

アクションプランは、Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年の取組に対するPDCAを繰り返すとともに、アクションプランの見直しに向けたPDCAを推進します。

### ①毎年のPDCA

アクションプランの進捗状況は、環境推進委員が事務局に対して定期的に報告を行います。事務局はその結果を整理して環境管理会議に報告します。環境監査委員会は毎年1回進捗状況の点検・評価を行い、その結果を受けて次年度の取組の方針を決定します。さらに、点検・評価結果を環境審議会※に報告します。

#### ※環境審議会とは

環境の保全及び創造に関する基本的事項等を調査審議するため、山北町環境基本条例第19条に基づき設置するものです。審議会は、町長の諮問に応じて、以下の事項を審議することとしており、町民や事業者、学識経験者等の10人以内の委員をもって組織しています。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること
- (2) 他の条例の規定によりその権限に属せられた事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する重要事項

### ②見直し予定時期までの期間内におけるPDCA

環境監査委員会は毎年1回以上進捗状況を確認・評価し、環境管理会議は見直し予定時期に改定要否の検討を行い、必要がある場合にはアクションプランの改定を行います。

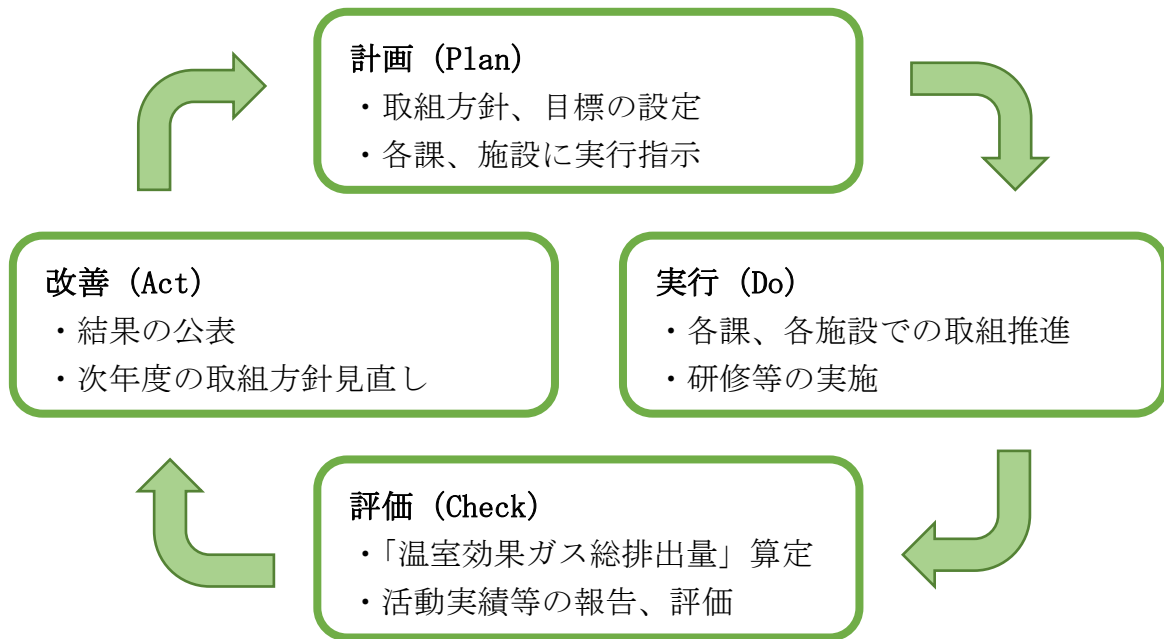


図 10 毎年の PDCA イメージ

### (3) 進捗状況の公表

アクションプランの進捗状況は、山北町の広報紙やホームページ等で毎年報告します。

## 8. 年次公表

アクションプランの点検・評価結果について、環境月間の6月に毎年公表します。公表のイメージは以下のとおりです。

### (1) 令和〇〇年度点検・評価結果の総括

令和〇〇年における本町事務・事業に係る「温室効果ガス総排出量」は、集計の結果、\*\*\* t-CO<sub>2</sub>となり、基準年度である平成25年の排出量977 t-CO<sub>2</sub>と比較して\*\*\* t-CO<sub>2</sub>の増加/減少となりました。これには、特に△△において××が■■したことが影響しています。

今後は、これまでの取組を着実に推進するとともに、△△においてはアクションプランのとおり見直しを行い、温室効果ガスの排出量の削減に努めて参ります。

### (2) 「温室効果ガス総排出量」及び増減要因

#### ①本町における令和〇〇年度の「温室効果ガス総排出量」

・温室効果ガス総排出量：\*\*\* t-CO<sub>2</sub>

#### ②措置・取り組みの状況

取組項目ごとの進捗状況は以下のとおりです。

表4 取組項目ごとの進捗状況

取組項目	令和〇〇年度実施状況	目標	目標に対する達成状況
施設設備等の運用改善	アクションプランの取組事項に基づき、冷暖房運転の計画的実施を行った。	運用改善により電気やガス使用量を前年度より減らす	-
施設設備等の更新	空調設備の故障によりA重油の使用がなくなった。	更新するすべての設備を高効率型にする	-

取組項目	令和〇〇年度実施状況	目標	目標に対する達成状況
グリーン購入・環境配慮契約等の推進	山北町グリーン購入ガイドラインに基づき、積極的なグリーン商品の購入を行った。	すべての物品購入や契約を、グリーン購入・環境配慮契約にする	-
再生可能エネルギーの導入	再生可能エネルギー検討会議等において導入可能性の検討を行った。	2030年度までに設置可能な建築物の約50%以上に太陽光発電を導入	-
電動車（EV・FCV・PHEV・HV）の導入	前年度に電気自動車を導入した。	2030年度までに導入割合100%	-
LED照明の導入	新たに導入はしていない。	2030年度までに導入割合100%	-
職員の日常的な取組	アクションプランに記載の取組事項を、職員一人ひとりが推進した。	全職員が積極的に取り組む	-
職員のワークライフバランスの確保	ノー残業デーにはPCに通知を表示し、職員への周知を行った。	ノー残業デーの徹底	-

### ③「温室効果ガス総排出量」の増減要因

#### (ア) 排出量増加の主な要因

- ・真夏日や猛暑日の日数が多く、冷房使用量が増加したため。
- ・新規のエアコンを設置したため。
- ・町有施設における長期休暇中の利用者増加に伴い、燃料や水道の使用量が増加したため。
- ・気温上昇の影響等で庁用車使用率が増加したうえ、車内空調の使用率が増加したため。

(イ) 排出量減少の主な要因

- ・電気自動車の活用
- ・町有林の整備等による二酸化炭素吸収源の保全

(3) 今後の措置・取り組みへの反映

- ・新エネルギーや再生可能エネルギーの活用、導入を進める。
- ・町有施設における空調設備等を交換する際には、高効率のものに交換する。

表5 令和〇〇(20◇◇)年度の温室効果ガス排出状況詳細

単位：kg-CO <sub>2</sub>					
項目	場所	平成25(2013)年度	令和〇〇(20◇◇)年度	基準年度との差分	
施設電気使用に伴うもの	役場庁舎	119,582		▲ 119,582	
	生涯学習センター	66,701		▲ 66,701	
	健康福祉センター	216,786		▲ 216,786	
	清水支所	6,003		▲ 6,003	
	三保支所	2,765		▲ 2,765	
	やまきたこども園	やまっこ園舎	1,602		▲ 1,602
		わかば園舎	5,792		▲ 5,792
	三保幼稚園 ※2022年閉園	1,162		▲ 1,162	
	岸幼稚園	1,833		▲ 1,833	
	向原保育園	2,630		▲ 2,630	
	川村小学校 清水小学校 ※2015年閉校 三保小学校 ※2021年閉校	66,265		▲ 66,265	
	山北中学校	75,266		▲ 75,266	
	生涯スポーツセンター	-		-	
	小計		566,387	0	▲ 566,387
施設燃料(A重油)使用に伴うもの	役場庁舎	28,451		▲ 28,451	
	健康福祉センター	308,898		▲ 308,898	
	小計	337,349	0	▲ 337,349	
公用車燃料使用に伴うもの	ガソリン	52,755		▲ 52,755	
	小計	52,755	0	▲ 52,755	
LPガス使用に伴うもの	生涯学習センター	349		▲ 349	
	清水支所	655		▲ 655	
	三保支所	132		▲ 132	
	やまきたこども園	やまっこ園舎	114		▲ 114
		わかば園舎	3,096		▲ 3,096
	三保幼稚園 ※2022年閉園	226		▲ 226	
	岸幼稚園	246		▲ 246	
	向原保育園	3,418		▲ 3,418	
	川村小学校 清水小学校 ※2015年閉校 三保小学校 ※2021年閉校	347		▲ 347	
	山北中学校	1,611		▲ 1,611	
小計	10,194	0	▲ 10,194		
灯油使用に伴うもの	やまきたこども園	やまっこ園舎	194		▲ 194
		わかば園舎	8,566		▲ 8,566
	三保幼稚園 ※2022年閉園	199		▲ 199	
	岸幼稚園	314		▲ 314	
	向原保育園	622		▲ 622	
	三保支所	0		0	
	小計	9,895		▲ 9,895	
合計		976,580	0	▲ 976,580	